



平成 20 年 6 月 27 日

各 位

会社名 石光商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 森本 茂
(JASDAQ・コード番号 : 2750)
問合せ先 常務取締役
経営企画室管掌管理部門長 久保 潤一
(電話番号 078-861-7791)

(訂正)「平成 20 年 3 月期 決算短信」の一部訂正について

平成20年5月15日に発表いたしました、「平成20年3月期 決算短信」の記載内容に一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおり訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しております。

記

1. 訂正箇所

- ① 25 ページ 4 連結財務諸表 (7)連結財務諸表に関する注記事項(連結貸借対照表関係) 当連結会計年度(平成 20 年 3 月 31 日) ※5 財務制限条項及び
- ② 50 ページ 5 個別財務諸表 (6)個別財務諸表に関する注記事項(貸借対照表関係) 第 58 期 (平成 20 年 3 月 31 日) ※6 財務制限条項

2. 訂正内容

(訂正前)	(訂正後)
<p>当社の(注)借入金のうち、<u>株三井住友銀行をエージェンシーとするシンジケートローン契約による長期借入金 2,000,000 千円</u> (うち、1 年内返済予定長期借入金 280,000 千円) には、財務制限条項が付されており、下記の財務制限条項のいずれかに抵触した場合には、当該借入金の借入先に対し該当する借入金額を一括返済する<u>ことがあります</u>。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 各決算期の末日 (中間決算を含む。)において、借入人の報告書等に記載される損益計算書における経常損益を 2 期連続で損失としないこと。</p> <p>(4) 各決算期の末日 (中間決算を含む。)において、借入人の報告書等に記載される連結損益計算書における経常損益を 2 期連続で損失としないこと。</p>	<p>当社の(注)借入金のうち、<u>株三井住友銀行をエージェントとするシンジケートローン契約による長期借入金 2,000,000 千円</u> (うち、1 年内返済予定長期借入金 280,000 千円) には、財務制限条項が付されており、下記の財務制限条項のいずれかに抵触した場合には、当該借入金の借入先に対し該当する借入金額を一括返済する<u>義務を負うこととなっております</u>。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(3) 各決算期の末日 (中間決算を除く。)において、借入人の報告書等に記載される損益計算書における経常損益を 2 期連続で損失としないこと。</p> <p>(4) 各決算期の末日 (中間決算を除く。)において、借入人の報告書等に記載される連結損益計算書における経常損益を 2 期連続で損失としないこと。</p>

注記：「当社の(注)」は、②には訂正前・訂正後ともに記載しておりません。

以 上